

自治会等へのとっとり環境教育・学習アドバイザー派遣要領

(目的)

第1条 県は、鳥取県内に活動拠点をおく自治会、町内会、公民館その他地域の集まり等で県が同等と認める団体（学校、事業者、特定非営利活動法人等を除く。以下「対象自治会等」という。）が実施する環境学習研修会等に、とっとり環境教育・学習アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することにより、専門的知識、経験等に基づく環境学習研修会等の展開を支援し、もって、広く県民の環境保全意識の高揚及び対象自治会等における環境配慮活動の推進を図ることを目的とする。

(職務)

第2条 アドバイザーは、対象自治会等が実施する環境学習研修会等で講演等を行う。この場合において、その内容及び時間配分等については、当該対象自治会等の希望に添うよう十分留意するものとする。

(派遣対象)

第3条 アドバイザーを派遣する環境学習研修会等は、対象自治会等が鳥取県内において実施するものとする。

(派遣手続)

第4条 アドバイザーの派遣を希望する対象自治会等は、自治会等へのとっとり環境教育・学習アドバイザー派遣申込書（様式第1号）により、脱炭素社会推進課長に申し込むものとする。

2 脱炭素社会推進課長は、前項の規定による申込を受けたときは、その内容を確認し、当該申込を受けた日から14日以内に当該申込をした対象自治会等にアドバイザーの派遣の可否を通知するものとする。

(実施報告)

第5条 アドバイザーの派遣を受けて環境学習研修会等を実施した対象自治会等は、自治会等へのとっとり環境教育・学習アドバイザー派遣環境学習研修会等報告書（様式第2号）により、当該環境学習研修会等を実施した日から14日以内に脱炭素社会推進課長に報告するものとする。

(謝金等)

第6条 県は、予算の範囲内において、対象自治会等が実施する環境学習研修会等に派遣したアドバイザーに対し、当該派遣に係る謝金及び旅費を支給する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、対象自治会等が実施する環境学習研修会等へのアドバイザーの派遣に関し必要な事項は、脱炭素社会推進課長が定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

自治会等へのとっとり環境教育・学習アドバイザー派遣申込書

年 月 日

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課長 様

住所 郵便番号

団体の名称

代表者名

担当者名

電 話

とっとり環境教育・学習アドバイザーの派遣を受けたいので、次のとおり申し込みます。

環境学習研修会等の名称	
派遣希望日時	年 月 日 () : ~ :
派遣希望場所	・名称： ・住所：
受講者の区分及び数	大人： 人 、 子ども： 人
希望アドバイザー氏名	
予定している環境学習研修会等の内容（具体的に詳しく記入してください。） 【テーマ】 【内容】	

(様式第2号)

自治会等へのとっとり環境教育・学習アドバイザー派遣環境学習研修会等報告書

年 月 日

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課長 様

住所 郵便番号

施設の名称

代表者名

担当者名

電 話

とっとり環境教育・学習アドバイザーの派遣を受けて環境学習研修会等を実施したので、次のとおり報告します。

環境学習研修会等の名称	
実 施 日 時	年 月 日 () : ~ :
実 施 場 所	・名 称 : ・住 所 :
受講者の区分及び数	大人 : 人 、 子ども : 人
派遣アドバイザー氏名	
学習内容 【テーマ】 【内容】	
添付書類(任意様式)	1 環境学習研修会等の感想や効果など 2 アドバイザーに対する感想や要望など 3 実施状況がわかる写真